

小千谷市ガス事業譲渡に関する
募集要項

令和5年9月

小千谷市

はじめに

小千谷市（以下「市」という。）は、昭和 35 年よりガスの供給を開始し、その歩みとともに市民の生活水準の向上と地域経済の発展に寄与してきた。しかし、ガス事業を取り巻く環境が大きく変化している中で、保安対応、サービス水準、財政状態といった面において様々な問題を内包している状況にある。

そのため、このような環境変化に迅速に対応し、今後も質の高いサービスを提供していくためには、公営企業として経営を継続する妥当性が見出せず、民間事業者への有償譲渡を行うこととした。

譲渡するにあたり、市は、市ガス事業における保安の確保はもとより、可能な限り料金の安定化を図り、多様なサービスを提供することを求める。また、市は、ガス事業の譲渡に伴う水道事業、下水道事業及び工業用水道事業への影響を最小限に留めるよう努める。

さらに、ガス事業のみならず、市の持続的発展にも貢献出来るよう、市の進める重点施策との連携が図れ、相互協力関係を構築できる事業者へガス事業を引き継ぐべく、本募集要項において応募者を募集するものである。

目次

1. 募集する法人	1
2. 応募資格	1
3. 基本条件	3
4. 事業主体選定の手順	7
5. 本公募に関するスケジュール	8
6. 応募手続等	9
7. 審査結果等の公表	12
8. 応募に当たっての留意点	12
別紙1 譲渡予定固定資産の概要（令和5年3月31日現在）	13
別紙2 市が賃貸又は使用を許可する土地及び建物について	14
別紙3 第一次審査 提出書類一覧	15
様式1 守秘義務対象資料開示申込書	17
様式2 質問書	18
様式3 現場説明会参加申込書	19
第一次審査様式1 応募申請書	21
第一次審査様式2 グループ構成員表	22
第一次審査様式3 誓約書	23
第一次審査様式4 ガス小売事業の登録及び一般ガス導管事業の認可状況	25

1. 募集する法人

市が経営するガス事業（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 1 項第 7 号に定める事業で市が経営する事業。以下「市ガス事業」という。）を承継する法人（以下「事業主体」という。）。

なお、承継する市ガス事業は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 2 項に規定するガス小売事業（以下「ガス小売事業」という。）及び同条第 5 項に規定する一般ガス導管事業（以下「一般ガス導管事業」という。）とする。

2. 応募資格

本事業譲渡に応募する者は、単独の法人（以下「応募者」という。）又は複数の法人で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であって、応募者又は応募グループの構成法人は次の(1)から(8)までの全てに該当するものであること。

- (1) 複数の法人で構成されるグループで応募する場合は、構成員のうちグループを代表する法人（以下「代表企業」という。）を定め、応募手続を代表企業が行うこと。
- (2) 応募グループの構成員のいずれかが、別の応募者（別の応募グループの構成員を含む。）として重複参加していないこと。
- (3) 応募者又は応募グループの代表企業が、ガス小売事業及び一般ガス導管事業の事業実績を有すること。
- (4) 応募者又は応募グループの構成員全てが、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 応募者又は応募グループの構成員の全てにおいて、破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 応募者又は応募グループの構成員の全てにおいて、次の内容に該当しないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ② 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ③ 暴力団員であると認められる者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

- (7) 応募者又は応募グループの構成員の全てにおいて、次の内容に該当する者が役員（その支店等の代表者を含む。）となっていないこと。
- ① 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 市において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 暴力団員と認められる者
 - ④ 暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - ⑦ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (8) 応募者又は応募グループが新会社を設立して事業譲渡を受ける場合は、応募者又は応募グループが出資する新会社を本事業譲渡までに設立し、本事業譲渡を受ける事業主体とすること。この場合、新会社の株式等の全てが応募者又は応募グループの構成員によって保有され、代表企業が新会社の議決権の最大割合を保有すること。また、当該新会社は、市ガス事業のガス小売事業及び一般ガス導管事業を同一事業主体で承継すること。

3. 基本条件

事業主体は、令和3年3月4日に小千谷市ガス事業のあり方検討委員会より示された答申内容¹を理解するとともに、次の事項を履行、遵守しなければならない。

(1) 基本事項

① 安全・保安・安定供給体制に関する事項

- ・ ガス小売事業及び一般ガス導管事業が連携・協力して運営することにより業務の効率化を図り、現行のサービス水準、耐震化対応を含めた保安水準を維持・向上し、安定的で安心できるガス供給に努めること。
- ・ 将来にわたって安定した経営基盤による安定供給、保安の確保がなされること。
- ・ 事業の円滑な譲受と、安全で安定したガスの供給維持が可能であること。
- ・ 供給施設及び需要家の保安体制が現行水準を下回らないこと。
- ・ 緊急事態に対応可能な保安体制が整備されていること。
- ・ 災害時の迅速な対応と、市の関連部署との連携も含めた早期復旧体制が整備されていること。

② 顧客サービスに関する事項

- ・ ガス料金は、原料ガス卸価格（事業者間精算料金を含む。ただし、現行のガス事業法その他関係法令の改正等がない場合に限る。）の上昇による影響を除いて、少なくとも3年間はガス料金が現行の水準を上回らないようにすること。ただし、経済情勢が著しく変化した場合にはこの限りでない。
- ・ ガス料金メニューは、現行の市の料金メニューのレベルを下回らず、小千谷市の地域特性・気候等を踏まえたものとする。
- ・ ガス小売事業及び一般ガス導管事業が連携・協力し、公営企業ではできなかった多様なサービスを提供することにより、お客様の利便性向上を目指すこと。
- ・ 職員の常駐する営業所又はお客様窓口等を市内に開設し、お客様サービスに万全を期すこと。

③ 地域連携に関する事項

- ・ 市が進める重点施策において相互協力関係の構築が可能で、将来にわたり市・市民・都市ガスのお客様にメリットをもたらすこと。
- ・ 事業活動を通じて、地域産業の活性化、雇用の創出等が図られること。

④ 維持管理に関する事項

- ・ ガス供給施設等について、短期、中長期の維持管理や更新の計画を立案し、将来にわたって適切にガス設備を維持・更新すること。

¹ <https://www.city.ojiya.niigata.jp/uploaded/attachment/24619.pdf>

- ・ 維持管理や更新計画の立案にあたっては、現行の市の計画を下回らないレベルとすること。
- ・ 経年管については、国の指導に基づき、対策を行うこと。

⑤ 経営に関する事項

- ・ 公益事業者として健全な事業運営を維持できる安定した経営基盤を有すること。

⑥ 市の公共工事との連携

- ・ ガス管敷設工事等においては、本事業譲渡後も市の公共工事（上下水道事業、道路補修業務等）と適切な連携を図り、お互いの経費の削減に努めること。
- ・ 災害発生時には、市上下水道事業と連携して復旧活動を行うこと。

⑦ 権利の譲渡の制限等

- ・ 本事業譲渡後、3年間は第三者への事業譲渡を行わないこと。また、事業主体として新会社を設立する場合は、本事業譲渡後3年間は当該新会社の株式の譲渡を行わないこと。加えて、本事業譲渡後3年間は当該新会社の株主の構成を変更しないこと。ただし、やむを得ない事由があり、市と協議し、承諾を得た場合はこの限りでない。
- ・ 市は、石油資源開発株式会社と「ガスの燃焼速度に関する覚書」（平成6年（1994年）9月9日付）、「供給ガスの熱量調整に関する覚書」（平成16年（2004年）7月12日付）、「天然ガス売買契約書」（平成27年（2015年）4月1日付）、「天然ガスの品位測定及び計量方法に関する協定書」（平成27年（2015年）4月1日付）、「天然ガス売買価格の改定に関する基本合意書」（2021年3月31日付）を締結している。本事業譲渡に当たっては、小千谷市及び石油資源開発株式会社の合意によりこれらの契約、覚書及び附帯する一切の契約の当事者の地位を事業主体に承継する取決めを締結することを予定している。

(2) 本事業譲渡について

① 譲渡の時期

令和7年4月1日 午前0時

② 譲渡資産

令和7年3月31日現在の固定資産（土地、建物、導管、機械装置等）及び流動資産の一部。

譲渡予定の固定資産の内容については別紙1を参照のこと。ただし、一部のガス設備等の資産（別紙2）については譲渡せず、土地又は建物を賃貸し、又は使用許可を付与する。

③ 譲渡価格

流動資産を除く事業譲渡価格は、20億円以上（消費税等相当額を除く。）とし、流動資産の譲渡価格は令和7年3月31日の価格で清算することとする。

(3) 事業を承継する会社の資金調達について

事業譲受に必要な資金は、事業主体が調達することとする。

(4) 市の関与

① 市担当職員の配置

事業主体への市職員の出向又は派遣は行わない。ただし、本事業譲渡後の譲受者からの問合せ等については、本事業譲渡後1年間を目途に市に担当者を配置し対応することとする。

② 占用料等について

ガス供給施設及びガス導管に係る市道の占用料及び市有地の行政財産目的外使用料等は、譲渡日から3年間全額減免し、その後は小千谷市道路占用料等徴収条例（昭和53年小千谷市条例第28号）第3条のとおり減免措置が適用されるものとする。なお、国道、県道等の占用料、河川、準用河川等の占用料については、それぞれの管理者の定める法令、条例等によるものとする。

③ 土地の賃貸借

事業主体が別紙2以外の市有地についてガス事業の用に供する場合、市は、土地を賃貸し、又は使用許可を付与することがある。

④ 埋設管路について

市は、民地内の埋設管路解消のため、譲渡後5年間（ただし、この期間内に第三者へ事業が譲渡されないことを条件とする。）に工事完了が確認できた民地内の埋設管路の撤去について、その工事費²を負担する。

なお、市道に残置されている埋設管路がある場合、原則として譲受者が撤去するが、撤去困難な場合や、掘削による周囲への影響が大きい場合等のやむを得ない事情がある場合は、道路構造の保全、交通の危機防止のための措置等を講じたうえで、残置を認める。また、残置物件について、市は占用料等を徴収しないが、占用者が台帳等により管理することとする。

⑤ 市のリスク負担

市は、市ガス事業を構成する資産について、本事業譲渡後の契約不適合の責任を負わないものとする。

(5) 要請事項

① 市ガス公認工事店等の処遇について

² 工事費のみとし、交渉のための費用等は含まれない。

市民及びお客様の利便性並びに地域経済の発展という面から、市ガス公認工事店、特に小千谷管工事協同組合の組合員が引き続き事業を行えるよう、指定工事店等として認定できるよう努めること。また、現市ガス事業の供給区域内での本支管工事等を小千谷管工事協同組合の組合員等へ優先的に発注するように努めること。これまでの市ガス工事实績等を事業主体での実績と認め、講習等の実施にあたっては開催場所に配慮し、小千谷市内等で開催するなど受講しやすい環境を整え、常に技術向上のために誠意をもって対応すること。

② 地域貢献、地元雇用について

地元事業者の活用や、委託業務等を通じて地元雇用を維持・拡大すること。

③ ガス事業職員の雇用について

現在の市ガス事業に従事する市の職員について、本人に転籍の希望があるときは、雇用について誠意をもって対応すること。

④ 市が委託している検針業務について

現在、市が検針業務を委託している検針員について、本人に希望がある場合は、引き続き業務に従事できるよう努めること。

⑤ 市民に対する利便性の確保について

年間を通じて市民からの問合せ等に対応できる窓口の設置等、サービス体制を強化し、現状より利便性を向上させること。

(6) 議会の議決及び監督官庁の認可について

事業主体への事業譲渡については、市議会の議決及びガス事業法第 42 条に基づく経済産業大臣の事業譲渡譲受の認可が要件となる。

4. 事業主体選定の手順

事業主体の選定は、次の手順で行う。審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置された小千谷市ガス事業譲渡先選定委員会（以下「委員会」という。）において行い、その報告を踏まえて市が優先交渉権者を決定する。

(1) 第一次審査（資格審査）

第一次審査は、次の条件について行う。

- ① 本募集要項中の「応募資格」に示す条件を満たしていること。
- ② 応募に必要な書類を全て提出していること。

(2) 第二次審査（提案審査）

第一次審査合格者に事業提案書（譲受希望価格を含む。）の提出を求め、書面評価及びヒアリングを行い、「小千谷市ガス事業譲渡に関する提案要領」で示される評価項目及び配点に則り、委員会が最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

(3) 譲渡契約

市は、委員会の報告を受け、優先交渉権者を定め、基本協定を締結したうえで、諸条件の詳細について協議を行い、合意できた場合に小千谷市ガス事業を譲受する事業主体と定めて、事業譲渡仮契約を締結する。協議が整わなかった場合は、次点交渉権者と協議を行う場合がある。仮契約は、本事業譲渡に関する議案が市議会において議決された後に本契約（※）となる。

※ 本契約は、事業譲渡に関する議案が市議会において議決されることが条件となり、仮契約が自動的に事業譲渡契約になることを想定している。また、事業譲渡契約の効力発生は、ガス事業法第 42 条に基づく経済産業大臣の事業譲渡譲受認可申請が認可された時点となる。

5. 本公募に関するスケジュール

市は、以下のスケジュールに沿って、今後、手続を進める予定である。ただし、応募状況等によって、日程を変更する場合がある。

(1) 募集要項及び提案要領の公表	令和5年9月1日(金)
(2) 市ガス事業に関する開示資料の申込み	令和5年9月1日(金) ～9月29日(金)
(3) 第1回目の質問の受付	令和5年9月25日(月) ～9月29日(金)
(4) 現場説明会参加申込	令和5年9月25日(月) ～9月29日(金)
(5) 第1回目の質問の回答	令和5年10月13日(金) 予定
(6) 第一次審査(資格審査)書類の受付	令和5年10月16日(月) ～10月23日(月)
(7) 第一次審査(資格審査)結果通知	令和5年11月1日(水)
(8) 現場説明会	令和5年11月8日(水) ～11月10日(金)の期間内
(9) 第2回目の質問の受付	令和5年11月13日(月) ～11月17日(金)
(10) 第2回目の質問の回答	令和5年12月8日(金) 予定
(11) 第二次審査(提案審査)書類の受付	令和6年1月29日(月) ～2月5日(月)
(12) ヒアリング	令和6年3月22日(金)
(13) 優先交渉権者決定通知	令和6年3月末
(14) 基本協定締結	令和6年4月
(15) 事業譲渡仮契約	令和6年4月
(16) 事業譲渡に関する議案提出	令和6年6月
(17) 事業譲渡譲受認可申請	令和6年11月頃
(18) 事業譲渡	令和7年4月1日(火) 午前0時

6. 応募手続等

(1) 応募に関する関連資料の開示申込み

本事業譲渡に参加意向のある事業者に対して、当該事業者の希望に応じ、別途市が指定する様式による秘密保持誓約書の提出を条件として、市ガス事業に関連する資料を開示する。

① 申込みの方法

参加意向のある事業者は、守秘義務対象資料開示申込書（様式1）をMicrosoft Word形式（ただし、Windows版Word2010で対応可能な形式）により作成し、電子メールの添付ファイルとして事務局宛に送信すること。メールの件名は、「小千谷市ガス事業 守秘義務対象資料開示申込書」とすること。また、添付ファイル名は「事業者名_守秘義務対象資料開示申込書」とすること。

資料開示申込書を提出した事業者に、市が指定する秘密保持誓約書の様式を電子メールの添付ファイルとして送信する。

② 申込期間

令和5年9月1日（金）～9月29日（金）午後5時まで

③ 開示方法

開示方法は、市から別途通知する。

(2) 第1回目の質問・回答

① 質問の方法

質問書（様式2）を、Microsoft Excel形式（ただし、Windows版Excel2010で対応可能な形式）により作成し、電子メールの添付ファイルとして事務局宛に送信すること。それ以外の方法による質問は受け付けない。メールの件名は、「小千谷市ガス事業譲渡第1回目質問」とすること。また、添付ファイル名は、「事業者名_第1回目質問書」とすること。

② 質問の内容

第1回目の質問の内容は、第一次審査（資格審査）応募に係る質問のみを受け付けるものとし、提案内容に係る質問に関しては全て第2回目の質問時にて受け付けし、回答する。ただし、第一次審査（資格審査）応募に係る質問以外であっても、現場説明会に関するものや、第2回目の質問・回答を待たずに問合せが必要と認められる場合においては、この限りではない。

③ 質問期間

令和5年9月25日（月）～9月29日（金）

④ 回答

令和5年10月13日（金）を目途に、質問書提出事業者の質問・回答をまとめて、応募者または応募グループの代表者に電子メール又は文書にて回答する。

(3) 第一次審査書類の受付

① 期間

令和5年10月16日（月）～10月23日（月）午後5時まで

② 提出書類

別紙3に掲げるもの（正本1部、副本1部）

③ 提出方法

第一次審査書類は、事務局に持参又は郵送（期限必着）で提出すること。グループで応募する場合は、代表企業が提出すること。

(4) 第一次審査結果通知

第一次審査結果は、令和5年11月1日（水）までに応募者又は応募グループの代表企業に電子メールで通知し、同日付で小千谷市より文書を発送する。第一次審査後は、応募グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、応募グループの代表企業が市に連絡し、市が検討のうえ変更の可否を決定する。

(5) 現場説明会

現場説明会に参加意向のある応募者又は応募グループは、令和5年9月25日（月）～9月29日（金）午後5時までに、「様式3 現場説明会参加申込書」を事務局宛に提出すること。なお、実施の日程は11月8日～10日のいずれかを予定しており、詳細については応募者又は応募グループの代表企業に通知する。

(6) 第2回目の質問・回答

① 質問の方法

質問書（様式2）を、Microsoft Excel形式（ただし、Windows版Excel2010で対応可能な形式）により作成し、電子メールの添付ファイルとして事務局宛に送信すること。それ以外の方法による質問は受け付けない。メールの件名は、「小千谷市ガス事業譲渡第2回目質問」とすること。また、添付ファイル名は、「事業者名_第2回目質問書」とすること。

② 質問の内容

第2回目の質問の受付は、提案内容に係る質問³に関するものとする。

③ 質問期間

令和5年11月13日（月）～11月17日（金）

³ 第1回目の質問の受付は、第一次審査（資格審査）応募に係る質問のみを受け付けるものとし、提案内容に係る質問に関しては全て第2回目の質問時にて受け付けし、回答する。

④ 回答

令和5年12月8日を目途に、質問書提出事業者の質問・回答を整理して、質問書提出事業者の質問・回答をまとめて、第一次審査を通過した応募者又は応募グループの代表企業に電子メール又は文書にて回答する。

(7) 第二次審査書類の受付

① 期間

令和6年1月29日（月）～2月5日（月）

② 提出書類

提案要領に示す、様式1～様式25（正本1部、副本8部）

③ 提出方法

事業提案書類は、事務局に持参又は郵送（期限必着）で提出すること。グループで応募する場合は、代表企業が提出すること。

④ 辞退する場合

第一次審査通過後、事業提案書類を提出せず、参加を辞退する場合は、第二次審査の受付期間締切前までに、辞退届（任意様式）を事務局宛に提出すること。提出方法は直接持参又は郵送のいずれかとする。

(8) ヒアリングの実施

市は、事業提案書類に関するヒアリングを実施する。

① 開催日

令和6年3月22日（金）（時間・場所等は、後日市より連絡する。）

② ヒアリング内容

- ・ 応募者又は応募グループからの提案内容の説明
- ・ 質疑応答

(9) 第二次審査結果通知

第二次審査の結果は、令和6年3月末を目途に、応募者又は応募グループの代表企業に対し、文書で通知する。

7. 審査結果等の公表

審査結果の概要、選定された事業主体及びこれに係る提案内容の概要等については、小千谷市情報公開条例（平成10年小千谷市条例第19号。以下「情報公開条例」という。）第6条の規定により非公開とされるものを除き、適宜公表する。

8. 応募に当たっての留意点

- (1) 応募に要する費用は、応募者又は応募グループの負担とする。
- (2) 提出した書類の変更は、原則として認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。
- (4) 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (5) 提出書類の著作権は、応募者又は応募グループに帰属する。ただし、本事業譲渡の公表その他市が必要と認めるときは、市は、提出書類の全部又は一部を無償で自由に使用できるものとする（情報公開条例第6条の規定により非公開とされるものを除く。）。契約に至らなかった応募者又は応募グループの事業提案書については、本事業譲渡の公表以外には使用しない。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者又は応募グループが負うものとする。
- (7) 提出された書類は、返却しない。
- (8) 審査結果に対する異議申立ては、認めない。
- (9) 市から提供する資料は、本事業譲渡への応募のための検討以外の目的で使用するを禁じる。
- (10) 本事業譲渡について、委員会委員に接触を求めた場合、あるいはこれに類似する行為が認められた場合は、応募を無効とすることがある。

【問合せ先・事務局】

小千谷市ガス水道局業務課

〒947-0053

新潟県小千谷市千谷川1丁目13番1号

tel 0258-82-4115

fax 0258-82-5551

mail : gasu@city.ojiya.niigata.jp

譲渡予定固定資産の概要（令和5年3月31日現在）

科目	所在名称	数量
土地	第2ガス供給所用地 整圧所用地 等	8箇所
建物	第2ガス供給所管理棟 整圧器室	1棟 8箇所
構築物	第2ガス供給所 球形ガスホルダー（5,000m ³ ） 自力擁壁、構内舗装、消雪用深井戸、構 内消雪パイプ 他 その他構築物 構内配管、門柱、門扉、管路橋台 他	2基 一式 一式
機械装置	機械装置	一式
導管	導管	一式
ガスメーター	ガスメーター	一式
工具器具及び備品	工具器具及び備品	一式

ただし、譲渡予定の固定資産の詳細は、市ガス事業に関連する資料として、本募集要項6に定める手続により開示する。

市が賃貸又は使用を許可する土地及び建物について

No.	名称	所在地	内容
①	小千谷市ガス水道局庁舎内 整圧器室	小千谷市千谷川 1 丁目 13-1	建物 93.6 m ²
②	千谷整圧所 (給食センター併設ガバナー)	小千谷市千谷甲 1787-3	土地 6.35 m ² 建物 6.14 m ²
③	東栄整圧所	小千谷市東栄 3 丁目乙 618-3	土地 12.06 m ²

第一次審査 提出書類一覧

1	応募申請書（第一次審査様式 1）	
2	グループ構成員表 （第一次審査様式 2）	応募グループで応募する場合に限る。
3	誓約書（第一次審査様式 3）	
4	定款	最新のもの
5	納税証明書	税務署様式その 3 の 3（法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のないことの証明）。本募集要項の公表日以後に交付されたもの。証明書は、本社所在地のものに限る。
6	法人登記簿謄本	本募集要項の公表日以後に交付されたもの
7	会社概要書	最新のもの
8	貸借対照表	直近実績 5 か年分
9	損益計算書	直近実績 5 か年分
10	キャッシュフロー計算書	直近実績 5 か年分。直接法・間接法の別は問わない。ただし、キャッシュフロー計算書を作成していない場合は、減価償却明細表及び諸引当金等の資料を提出すること。
11	株主資本等変動計画書(剰余金処分計算書)	直近実績 5 か年分。 なお、連結決算を行っている場合、9 から 12 について当該書類及び事業の種類別セグメント情報も提出すること。
12	ガス小売事業の登録及び一般ガス導管事業の認可状況 （第一次審査様式 4）	事業認可証の写しを添付すること。

(注意)

- ※ 応募グループで応募する場合は、構成員の全てについて、4 から 11 までの書類を添付すること。また、12 については一般ガス導管事業者かつガス小売事業者としての実績並びに一般ガス導管事業の認可を持つ構成員全ての実績を提出すること。
- ※ 様式内に収まらない場合は、ページを追加すること。
- ※ 7 から 11 までについては、有価証券報告書の写し又は株主総会招集通知及びその添付書類（決算書等）の写しをもって代えることができる。

(様式1)

令和 年 月 日

守秘義務対象資料開示申込書

小千谷市長 あて

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

小千谷市ガス事業譲渡に関し、参加の意向がありますので資料の開示を申し込みます。

記

【申込者連絡先】

住所	〒
担当者氏名	
所属部署名	
役職	
電話番号	
メールアドレス	

以上

- ※1 代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のもので差し支えない。
- ※2 申込者は、別途市より送付される守秘義務の遵守に関する誓約書に基づき守秘義務対象資料及び守秘義務対象資料に係る印刷物等（同誓約書に定義される。）の破棄を完了したときは、破棄義務の遵守に関する報告書を提出すること。
- ※3 提出に当たっては、この記入要領（※の内容）を削除して提出すること。

(様式2)

質 問 書

小千谷市ガス事業譲渡に関して下記の事項を質問します。

令和 年 月 日

住所
名称
所属
担当者
電子メール
電話

FAX

質問事項			内 容
公募書類名	頁	タイトル	
例) 募集要項	p2	応募グループの実績について	●●●
			※以降、記入欄を追加

※ 質問事項欄に該当する書類（募集要項、提案要領又は関連資料等）の名称及び頁番号、項目名を記載してください。

※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

※ 質問内容から、現場説明会において現場にて確認したい内容等がありましたら、その旨を明記（ex. 現場説明会において確認を希望）して下さい（ただし、第1回目の質問時のみ）。

※ 別途提供するMicrosoft Excel データ（（様式2）質問書.xlsx）にて提出すること。

(様式3)

現場説明会参加申込書

令和 年 月 日

小千谷市長 あて

応募者又は応募グループの代表企業

住所

名称

代表者氏名

印

	実施希望日	時間帯
第一希望	令和5年11月 日	午前 ・ 午後
第二希望	令和5年11月 日	午前 ・ 午後
第三希望	令和5年11月 日	午前 ・ 午後

※ 実施希望日は、11月8日・9日・10日のいずれかを記載すること。

【参加者名簿】

No.	氏名	所属企業名	所属部署及び役職名・氏名
1	ふりがな ●●●●	●●●●(株)	●●●●部 (肩書き)・氏名
2			
3			
4			
5			

※ 記載欄が不足する場合は、適宜追加すること。

【緊急連絡先】

No.	氏名	所属企業名	所属部署名	携帯電話番号
1	ふりがな ●●●●	●●●●(株)	●●●●部	XXX-XXX-XXXX
2				

※ 応募グループによる応募の場合は、代表企業が提出すること。

- ※ 「5 本公募に関するスケジュール」に記載の現場説明会の日程のうち、第一希望から第三希望まで記載すること。時間帯は、希望の時間帯に丸印を記入すること。
- ※ 現場説明会参加に際しては、参加者の費用負担において当日の車両を準備すること。市は先導して現場案内をする。
- ※ 説明会当日の軽微な質問については現場説明会にて回答するが、その他については第2回目の質問回答にて受け付ける。

(第一次審査様式1)

令和 年 月 日

応募申請書

(宛先) 小千谷市長 あて

応募者又は応募グループの代表企業

住所

名称

代表者氏名

印

小千谷市ガス事業を承継する事業主体として、応募資格及び基本条件、要請事項等を承諾の上、関係書類を添えて応募します。

連絡窓口

所属 _____

担当者名 _____

電話 _____

FAX _____

電子メール _____

※ 応募グループによる応募の場合は、代表企業名を記入し、グループ構成員表（第一次審査様式2）を提出すること。

グループ構成員表

構成企業 (代表企業)	住 所 名 称 代表者氏名 (グループ内における出資比率 %)	印
構成企業①	住 所 名 称 代表者氏名 (グループ内における出資比率 %)	印
構成企業②	住 所 名 称 代表者氏名 (グループ内における出資比率 %)	印
構成企業③	住 所 名 称 代表者氏名 (グループ内における出資比率 %)	印

※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

※ 応募グループで応募する場合は、構成する全ての法人について、募集要項 別紙3に記載される、4から11までの書類を添付すること。

※ 「グループ内における出資比率」は、合計で100%とすること。

(第一次審査様式3)

誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 小千谷市長 あて

応募者又は応募グループの代表企業

住所

名称

代表者氏名

印

私は、小千谷市ガス事業譲渡の応募にあたり次の事項について、誓約いたします。

また、本誓約書による誓約に違反することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、応募資格の取消しなど、市の行う一切の措置について異議申立てを行いません。

- 1 応募グループの構成員のいずれかが、別の応募者（別の応募グループの構成員を含む。）として重複参加していないこと。
- 2 応募者又は応募グループの構成員がガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業及び同条第5項に規定する一般ガス導管事業の事業実績を有すること。
- 3 応募者又は応募グループの構成員全てが、国税及び地方税を滞納していないこと。
- 4 応募者又は応募グループの構成員の全てにおいて、破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 5 応募者又は応募グループの構成員の全てにおいて、次の内容に該当しないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ② 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を

- もって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ③ 暴力団員であると認められる者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- 6 応募者又は応募グループの構成員の全てにおいて、次の内容に該当する者が役員（その支店等の代表者を含む。）となっていないこと。
- ① 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 市において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 暴力団員と認められる者
 - ④ 暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - ⑦ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- 7 応募者又は応募グループが新会社を設立して事業譲渡を受ける場合は、応募者又は応募グループが出資する新会社を本事業譲渡までに設立し、本事業譲渡を受ける事業主体とすること。この場合、新会社の株式等の全てが応募者又は応募グループの構成員によって保有され、代表企業が新会社の議決権の最大割合を保有すること。また、当該新会社は、ガス小売事業及び一般ガス導管事業を同一事業主体で承継すること。
- 8 小千谷市ガス事業譲渡先選定委員会委員に対し、小千谷市ガス事業譲渡に関する接触を求め、又は接触しないこと。

